

## 参議院常任委員会調査室・特別調査室

<b>論題</b>	議会のジェンダー配慮に関する自己評価 － I P Uジェンダー自己評価「議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査」報告書－
<b>著者 / 所属</b>	井田理佳子 / 企画調整室
<b>雑誌名 / ISSN</b>	立法と調査 / 0915-1338
<b>編集・発行</b>	参議院事務局企画調整室
<b>通号</b>	462号
<b>刊行日</b>	2023-12-18
<b>頁</b>	153-168
<b>URL</b>	<a href="https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20231218.html">https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20231218.html</a>

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください (TEL 03-3581-3111 (内線 75013) / 03-5521-7686 (直通))。

## 議会のジェンダー配慮に関する自己評価

### — IPUジェンダー自己評価「議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査」報告書 —

井田 理佳子

(企画調整室)

1. はじめに
2. 我が国における政治分野のジェンダー平等推進
3. アンケートの概要
4. 議員アンケートの回答結果
5. おわりに

#### 1. はじめに

令和5年5月、参議院では全議員を対象として「議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査」を実施し、同年6月には同調査に関する「IPUジェンダー自己評価『議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査』報告書」(以下「参議院報告書」という。)を公表した。このアンケート調査は、IPU (Inter-Parliamentary Union、列国議会同盟)<sup>1</sup>が作成した自己評価のためのツールキットを利用し、令和4年に衆議院において実施されたアンケート調査と同様の形式により実施された。

本稿では、まず我が国の政治分野におけるジェンダー平等に関する現状及びこれまでの取組について触れた上で、既に実施・公表されている衆議院の結果と比較しつつ、参議院における議員アンケートの回答結果を紹介する。なお、アンケート結果の全てについて言及するのは困難であるため、回答の傾向として、男女間で差異が比較的大きい、又は、両院で違いが見られるなど、特徴的と思われる回答結果について取り上げていく。

\*本稿におけるURLの最終確認日はいずれも令和5年11月28日。

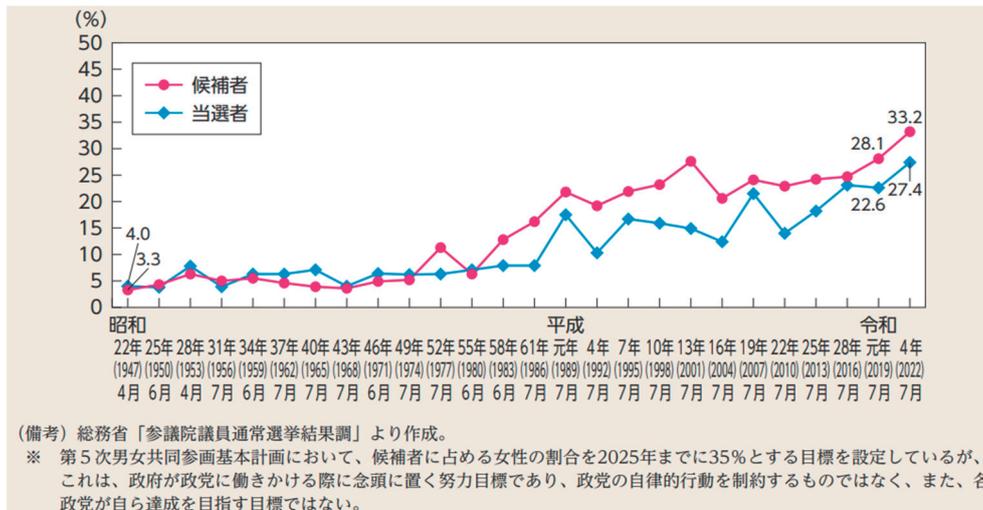
<sup>1</sup> IPUは、主権国家等の議会の国際機関であり、令和5年10月24日現在、180の国・地域が加盟している。各国・地域の議会の対話の中心的な場として、年2回の定例会議開催を始め、平和と諸国民間の協力及び代議制諸制度の確立のために行動することを目的として活動している。

## 2. 我が国における政治分野のジェンダー平等推進

### (1) 国会における女性議員数・割合の現状

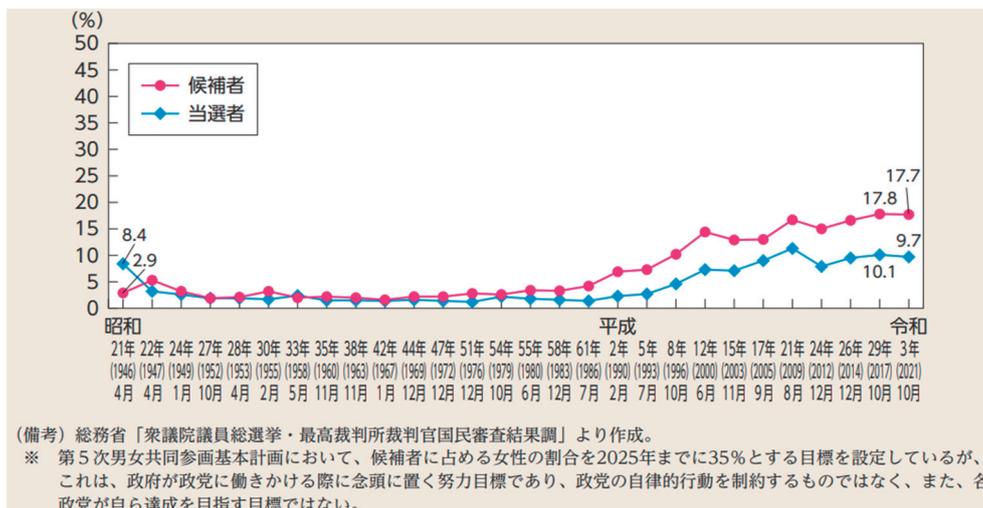
我が国の政治分野における女性参画は、国会議員・候補者に占める女性の割合について上昇傾向が見られるものの、いまだ低い水準にあるとされる。直近の令和4年7月の参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合はそれぞれ33.2%、27.4%となっている(図表1参照)。また、衆議院においては、直近の令和3年10月の総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合はそれぞれ17.7%、9.7%となっている(図表2参照)。

図表1 参議院議員通常選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



(出所) 内閣府「男女共同参画白書 令和5年版」125頁

図表2 衆議院議員総選挙における候補者、当選者に占める女性の割合の推移



(出所) 内閣府「男女共同参画白書 令和5年版」124頁

令和5年10月末現在、国会における女性議員数は、参議院が66名、衆議院が48名であるが、IPUが毎月公表している国の議会に占める女性の割合に関するランキングでは、令

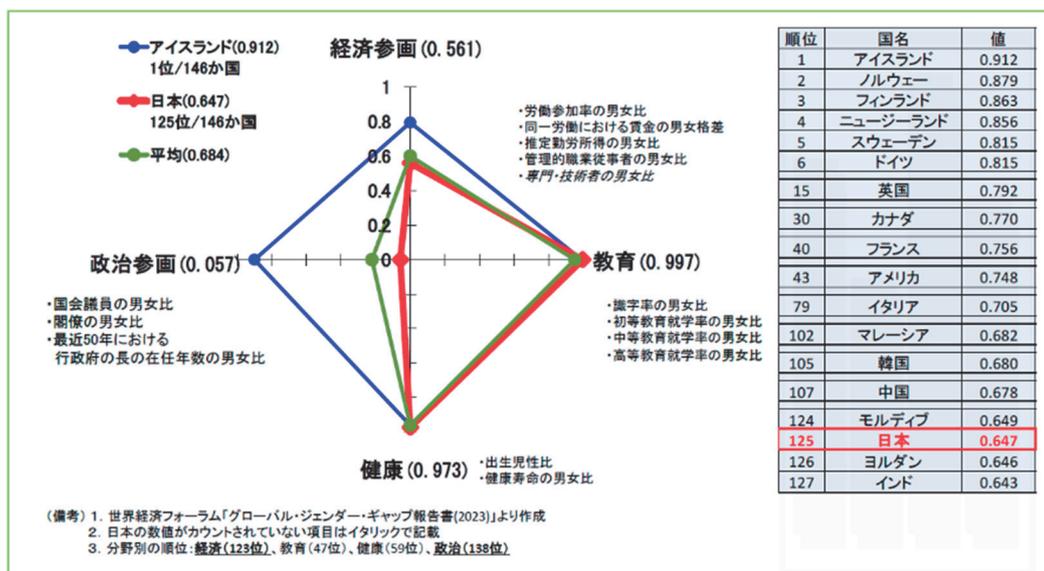
和5年10月1日時点で190か国中164位となっており、世界的にも低い順位にある<sup>2</sup>。また、令和5年6月に世界経済フォーラムが発表したジェンダー・ギャップ指数(GGI)<sup>3</sup>では、日本の順位は146か国中125位となっており、さらに、政治参画の分野ではより順位が下がり138位であり、同指標の中で最も小さい部類の数値を示しているとされている<sup>4</sup>。

図表3 国会における女性議員数

	参議院	衆議院
令和5年10月末時点	66名 / 247名(欠員1)	48名 / 465名
各アンケート実施時	66名 / 248名	46名 / 465名

(出所) 参議院ウェブサイト、衆議院ウェブサイト、参議院報告書等より作成

図表4 ジェンダー・ギャップ指数(GGI) 2023年



(出所) 内閣府男女共同参画局「男女共同参画に関する国際的な指数 GGI ジェンダー・ギャップ指数」  
[https://www.gender.go.jp/international/int\\_syogaikoku/int\\_shiho/index.html](https://www.gender.go.jp/international/int_syogaikoku/int_shiho/index.html)

## (2) これまでの取組

### ア 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)

我が国におけるジェンダー平等に向けた取組は、主に女性の地位向上・男女平等の推進に関する世界的な流れを受けて、実施されてきた。平成7年9月に北京で開催された

<sup>2</sup> IPU, “Monthly ranking of women in national parliaments, Percentage of women, Ranking as of 1st October 2023.” <<https://data.ipu.org/women-ranking?month=10&year=2023>>

なお、同ランキングでは、二院制の議会については下院の数値が採用されるため、衆議院の女性割合で順位付けがされている。

<sup>3</sup> 経済参画、教育、健康、政治参画の分野ごとに男性に対する女性の割合を数値化し、ジェンダー平等の達成度を示したもの。0が完全不平等、1が完全平等を意味し、数字が小さいほどジェンダー間格差が大きいとされる。

<sup>4</sup> World Economic Forum, “Global Gender Gap Report 2023,” June 2023, pp. 11, 18, 30.

第4回世界女性会議では、成果文書である「北京宣言」と共に、各国政府に対し平成8年末までに自国の行動計画を開発し終えることを求める「行動綱領」が採択された。これを踏まえ、平成8年12月、我が国においても、新たに「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画ー」（男女共同参画推進本部決定）が策定され、男女共同参画社会基本法の制定へとつながった。

男女共同参画社会基本法は、まず、前文において、「男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け」ており、第1条では「男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進すること」を目的として定めている。また、同法第13条では、政府に対し、男女共同参画基本計画の策定を義務付けており、平成12年12月の第1次計画以降、5次にわたり基本計画が策定されている。

#### イ 政治分野における目標

平成15年6月、男女共同参画推進本部において、「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」として、「各分野においてそれぞれ目標数値と達成期限を定めた自主的な取組が進められることを奨励する」旨決定された<sup>5</sup>。この30%とする割合は、一般に、少数派が意思決定に影響力を持つようになるとされる構成であり<sup>6</sup>、同様の目標が男女共同参画基本計画（第2次）（平成17年12月27日閣議決定）に重点事項として掲げられた。

平成22年12月に決定された第3次男女共同参画基本計画では、政治分野についても、2020年までに両院議員の候補者に占める女性の割合を30%にする目標の達成に向け、政府において積極的な取組を促すことなどが明記されるとともに、政党に対しては、国会議員選挙候補者等における女性の割合が高まるよう要請する旨が示された。

この数値目標は第4次男女共同参画基本計画（平成27年12月25日閣議決定）にも引き継がれ、さらに、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）では、2025年までに両院議員の候補者に占める女性の割合を35%に引き上げるとする新たな目標が設定された<sup>7</sup>。

#### ウ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）

累次にわたり男女共同参画基本計画で示された数値目標にまだ到達していない状況の中、平成27年に発足した超党派の「政治分野における女性の参画と活躍を推進する議員連盟」（会長：中川正春衆議院議員）（以下「超党派議連」という。）を中心に推進法制定の検討が進められ、平成28年には各党から法案が提出されたが、平成29年にはいずれ

<sup>5</sup> 「女性のチャレンジ支援策の推進について」（平成15年6月20日男女共同参画推進本部決定）

<sup>6</sup> 三成美保「企画趣旨ー日本学術会議の取り組みから」辻村みよ子ほか編『女性の参画が政治を変えるー候補者均等法の活かし方』（信山社、令和2年）7頁

<sup>7</sup> 第5次男女共同参画基本計画では、統一地方選挙の候補者に占める女性の割合についても、同様の目標が併せて定められた。

も審査未了となった。その後、各党間の調整を経て、平成30年の常会（第196回国会）において政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（衆議院内閣委員長提出による）が成立した。

同法では、基本原則として、衆議院、参議院及び地方議会の選挙において、政党等の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指すことが示され（第2条）、国・地方公共団体の施策の策定・実施（第3条）や政党・政治団体の数値目標の設定等に関する努力義務（第4条）が定められている。また、令和3年には、政治分野における男女共同参画のより一層の推進のため、国・地方公共団体の施策の強化として、新たにセクハラ・マタハラ等への対応を明記するなどの改正が行われた。なお、社会的・構造的少数者であることを基に一定の人数や比率を割り当てるクォータ制について、超党派議連においては、衆議院の比例代表選挙において各党が選択的にクォータ制を採用できる制度の導入に向けた法案が検討されていたが、党派間協議が調わず、一部政党のみで提出されたものの、審査未了となった<sup>8</sup>。

同法成立後の選挙結果について、令和元年参議院議員通常選挙での候補者に占める女性割合の増加を受け、同法の「効果が一定程度あった」とする見方もあり<sup>9</sup>、令和4年の通常選挙においても引き続き増加の傾向が見られている。一方で、衆議院については、令和3年の総選挙で候補者、当選者共に女性割合が前回選挙よりわずかに減少している。IPUは、「議会における女性 2022 年間レビュー」において、令和3年及び4年の両院の選挙結果の違いに言及した上で、令和3年の同法改正にクォータ制の導入については含まれなかったことを指摘しており、一方で、政党による候補者数の男女均等化の取組や女性の連帯強化が当選者に占める女性割合の増加に反映されたと分析している<sup>10</sup>。

### 3. アンケートの概要

平成24年10月にカナダで開催された第127回IPU会議において、「ジェンダーに配慮した議会のための行動計画」が全会一致で採択された。同計画においては、議会におけるジェンダー配慮のための改革の着手と実施を掲げ、IPUの自己評価ツールキットを活用した評価の実施が提唱されるとともに、IPUの役割として「2030年までに全ての議会がジェンダー配慮に関する自己評価を実施するよう支援する」ことが挙げられた<sup>11</sup>。

こうした議会のジェンダー主流化<sup>12</sup>に関する世界的な動きの中で、我が国では、前述のとおり、超党派議連が発足し、同議連が中心となって検討された政治分野における男女共同参画の推進に関する法律が制定に至るなど、様々な取組が進められてきた。

さらに、令和4年2月、超党派議連から衆議院議長への申入れを受け、同年3月に、衆

<sup>8</sup> 中川正春「推進法成立と今後の課題」『学術の動向』第28巻第2号（2023.2）20頁

<sup>9</sup> 三浦まり「政治分野における男女共同参画の動向と課題 人材育成への展望」国立女性教育会館『NWE C 実践研究』第10号（2020.2.28）8～9頁

<sup>10</sup> IPU, “Women in parliament in 2022: The year in review,” 2023, pp.12-13.

<sup>11</sup> 参議院ウェブサイト「第127回IPU（列国議会同盟）会議派遣参議院代表団報告書」20～35頁<[https://www.sangiin.go.jp/japanese/kokusai\\_kankei/kaigi/ipu/pdf/h24\\_127kekka.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/kokusai_kankei/kaigi/ipu/pdf/h24_127kekka.pdf)>

<sup>12</sup> ジェンダー主流化とは、「あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと」とされている（「第5次男女共同参画基本計画」用語解説より）。

議院議院運営委員会理事会において、I P U作成のツールキット<sup>13</sup>を活用した自己評価の実施について合意するに至った<sup>14</sup>。全衆議院議員及び政党を対象に実施したアンケートの結果は、同年6月に「I P Uジェンダー自己評価『議会のジェンダー配慮への評価に関するアンケート調査』報告書」（以下「衆議院報告書」という。）として取りまとめられ、衆議院ウェブサイトにおいて公開されている<sup>15</sup>。

参議院においては、超党派議連の有志から議長・副議長に対し、衆議院と同様にアンケートを実施することが要請され、令和5年4月19日の議院運営委員会理事会において、その実施が合意された。同年5月10日の同理事会において、実施要領等が決定され、同日、全参議院議員及び全会派に調査票が配付された。回答結果は報告書としてまとめられ、同年6月14日の議院運営委員会理事会において、参議院事務局より報告が行われた。報告の後、参議院ウェブサイトに掲載され、公開されている<sup>16</sup>。

図表5 アンケート調査の概要

<b>参議院</b>	
<b>【議員アンケート】</b>	
・調査実施期間	: 令和5年5月10日～5月31日 (注1)
・調査方法	: エクセル形式の調査票をメール添付にて配付
・調査対象議員数	: 参議院議員248名 (男性182名、女性66名)
・有効回答数	: 215名 (回答率86.7%) (注2)
<b>【会派アンケート】</b>	
・調査実施期間	: 令和5年5月10日～5月31日
・調査方法	: エクセル形式の調査票をメール添付にて配付
・調査対象	: 参議院の各会派 (自由民主党、立憲民主・社民、公明党、日本維新の会、国民民主党・新緑風会、日本共産党、れいわ新選組、沖縄の風、政治家女子48党)
・有効回答数	: 9会派 (回答率100%)
<b>衆議院</b>	
<b>【議員アンケート】</b>	
・調査実施期間	: 令和4年4月28日～5月17日 (注3)
・調査方法	: エクセル形式の調査票をメール添付にて配付
・調査対象議員数	: 衆議院議員465名 (男性419名、女性46名)
・有効回答数	: 382名 (回答率82.2%)
<b>【政党アンケート】</b>	
・調査実施期間	: 令和4年4月28日～5月17日 (注4)
・調査方法	: エクセル形式の調査票をメール添付にて配付

<sup>13</sup> 平成28年にI P U事務局において作成、オンラインで公開され、令和5年6月までに8か国(英国、コロンビア、ジョージア、ケニア、ナミビア、セルビア、シエラレオネ、タンザニア)が同ツールキットを用いて、自己評価を行ったことが確認されている(参議院報告書2頁)。

<sup>14</sup> 衆議院報告書2頁

<sup>15</sup> 衆議院ウェブサイト<[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/gender-houkokushohp20220609.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Shiryo/gender-houkokushohp20220609.htm)>

<sup>16</sup> 参議院ウェブサイト<<https://www.sangiin.go.jp/japanese/ugoki/r5/ipu/230614.html>>

- ・調査対象 : 衆議院議員が所属する政党8党（自由民主党、立憲民主党、日本維新の会、公明党、国民民主党、日本共産党、れいわ新選組、社会民主党）
- ・有効回答数 : 8党（回答率100%）

※院の機構や制度、議会スタッフに関する設問については、両院共に、議院事務局が回答を行った。

- (注1) 令和5年6月1日提出分まで受付を行った。
- (注2) 有効回答には、性別又は年代について「回答しない」とした回答者と共に性別又は年代を未入力としたものも含まれている。これらは性別回答においては「無回答」として、女性又は男性とは別に集計されている。
- (注3) 令和4年5月27日提出分まで受付を行った。
- (注4) 令和4年5月24日提出分まで受付を行った。
- (出所) 参議院報告書、衆議院報告書より作成

## 4. 議員アンケートの回答結果

### (1) 女性議員の数及び役職

問1（現在の国会における女性議員の数は十分と考えますか。）について、参議院で「不十分」又は「どちらかといえば不十分」と回答したのは、女性回答のうち98.3%と、極めて高い割合を示した。男性回答についても、同様に回答した割合は79.2%と高く、全体でも84.4%であった。衆議院における回答についても、「不十分」又は「どちらかといえば不十分」の回答の割合は全体として8割を超える高い割合であり、女性回答では92.3%、男性回答では81.3%と、男女で差があることも含め、参議院と近い値となっている。

問2（国会の要職に占める女性の割合は十分と考えますか。）についても、同様の傾向が見られた。両院の各数値は問1よりも近づき、女性は90%強、男性は70%程度、全体で約75%が「不十分」又は「どちらかといえば不十分」と回答した。

図表6 問1（女性議員の数）・問2（要職に占める女性の割合）<sup>(注)</sup>

設問	回答	参議院			衆議院		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体
問1	「不十分」「どちらかといえば不十分」	98.3	79.2	84.4	92.3	81.3	82.7
	「どちらともいえない」「分からない」	1.7	18.8	14.1	7.7	17.2	15.9
	「どちらかといえば十分」	—	2.0	1.4	—	1.5	1.3
問2	「不十分」「どちらかといえば不十分」	93.3	66.0	74.3	92.3	73.2	75.6
	「どちらともいえない」「分からない」	6.7	27.3	21.0	7.7	24.1	22.0
	「どちらかといえば十分」「十分」	—	6.6	4.6	—	2.7	2.3

(単位：%)

(注) 小数点第2位以下の端数処理の関係で、各分類（女性、男性、全体）における回答項目の割合の合計は、必ずしも100ではない。以下の図表において同じ。

(出所) 参議院報告書5、6頁、衆議院報告書6、7頁より作成

このように、両院で議員の多くが現在の女性議員数及び国会の要職に占める女性議員の割合が十分でないという回答している一方で、後の設問にある女性議員数確保や要職へ登用す

る仕組みの導入については、必ずしも問1、問2の傾向と合致していない。

問5（一定数の女性の議員を確保するための仕組み（制度）は必要だと思いますか。）に対して、「必要」又は「どちらかといえば必要」と回答したのは、参議院で女性が75.0%、男性が44.9%、衆議院で女性が71.8%、男性が47.0%となっている。問1で現在の女性議員数について「不十分」又は「どちらかといえば不十分」とした回答（参議院では女性98.3%、男性79.2%、衆議院では女性92.3%、男性81.3%）と比較すると、両院とも割合に男女差がある点では同じ傾向にあるが、問5で一定数の女性議員を確保する制度が「必要」又は「どちらかといえば必要」とした回答においては、女性は20%ポイント強、男性は約34%ポイント、小さい数値となっている。男女共に、女性議員数については不十分との認識が大半だが、一定数の女性議員を確保する制度の導入については慎重と見られる意見がある程度示されていると考え得る。

図表7 問5（女性議員確保の仕組み）・問7（女性の要職登用の仕組み）

設問	回答	参議院			衆議院		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体
問5	「必要」「どちらかといえば必要」	75.0	44.9	54.0	71.8	47.0	49.6
	「どちらともいえない」「分からない」	15.0	36.2	29.6	15.4	33.3	31.2
	「どちらかといえば必要ない」「必要ない」	10.0	18.8	16.4	12.8	19.6	19.1
問7	「必要」「どちらかといえば必要」	61.7	24.2	34.7	43.6	29.4	30.3
	「どちらともいえない」「分からない」	31.7	45.6	42.2	28.2	41.9	40.9
	「どちらかといえば必要ない」「必要ない」	6.7	30.2	23.0	28.2	28.8	28.8

（単位：％）

（出所）参議院報告書20、28頁、衆議院報告書21、28頁より作成

女性議員の要職登用の制度に関する問7（国会に、女性が要職に登用されることを保証する仕組みは必要だと考えますか。）では、問5と異なる傾向が見られた。「必要」又は「どちらかといえば必要」の回答、「どちらかといえば必要ない」又は「必要ない」の回答について、男性は両院で近い数値となった。他方、女性回答では、「必要」又は「どちらかといえば必要」と答えたのが、参議院で61.7%であったが、衆議院では43.6%と20%ポイント近くの差となった。また、「どちらかといえば必要ない」又は「必要ない」の回答についても、参議院では6.7%と極めて小さい数値であった一方で、衆議院では28.2%と20%ポイント以上の差が見られた。この差異について、飽くまで推測ではあるが、両院における女性議員割合や議長、副議長、委員長・理事など要職に占める女性議員割合<sup>17</sup>の違いが影響を与えているのではないかと考えられる。

<sup>17</sup> 各委員会等委員長・会長、各委員会理事等において女性が占める割合は、それぞれ参議院で23.3%、18.2%（令和5年4月1日時点）、衆議院で10.3%、10.3%（令和4年4月1日時点）となっている（参議院報告書195頁、衆議院報告書184頁）。

## (2) 法政策と法的枠組み

憲法のジェンダー配慮について問う問10（全ての国民は法の下に平等であるとの原則を定めている日本国憲法は、どの程度ジェンダーに配慮している（女性と男性双方のニーズと利益にかなっている）と思いますか。）では、「配慮している」又は「どちらかといえば配慮している」と回答したのが、衆参共に全体で43%程度であり、半数を下回っている。さらに、衆議院の女性で「配慮している」又は「どちらかといえば配慮している」の回答をした割合は25.6%となっており、憲法のジェンダー配慮について他の回答よりも評価していない傾向が見られる。

図表8 問10（憲法のジェンダー配慮）

設問	回答	参議院			衆議院		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体
問10	「配慮している」 「どちらかといえば配慮している」	43.4	42.5	43.1	25.6	44.8	42.9
	「どちらともいえない」「分からない」	26.7	44.6	39.5	41.0	36.7	37.1
	「どちらかといえば配慮していない」 「配慮していない」	30.0	12.8	17.4	33.3	18.5	20.0

(単位：%)

(出所) 参議院報告書31頁、衆議院報告書31頁より作成

衆議院の女性回答に見られる、法政策・法的枠組みによるジェンダー推進に対する相対的な低評価は、次の問11（過去5年<sup>18</sup>の間にジェンダー平等に関連する法律として成立した主な法律（中略）の法改正等により、我が国のジェンダー平等が前進したと思いますか。）についても同様である。「そう思う」又は「どちらかといえばそう思う」と答えた割合が、参議院の女性・男性各回答及び衆議院男性回答では約70%だったのに対し、衆議院女性回答ではこれらと比べて20%ポイント近く低い51.3%である。あわせて、「どちらかといえばそう思わない」又は「そう思わない」と答えた割合も28.2%であり、衆議院の女性回答では一段と高い割合となっている。

図表9 問11（過去5年間の法制定・改正等によるジェンダー平等の前進）

設問	回答	参議院			衆議院		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体
問11	「そう思う」「どちらかといえばそう思う」	70.0	69.3	69.3	51.3	67.1	65.6
	「どちらともいえない」「分からない」	13.3	23.3	21.0	20.5	23.8	23.3
	「どちらかといえばそう思わない」 「そう思わない」	16.7	7.3	9.7	28.2	9.2	11.0

(単位：%)

(出所) 参議院報告書32頁、衆議院報告書32頁より作成

<sup>18</sup> 両院でアンケートの実施時期が異なるため、参議院では平成30年～令和4年、衆議院では平成29年～令和3年を対象となる。

ジェンダー平等を促す現行法規以外の政府や議会を通じたジェンダー主流化を進める法律の必要性を問う問14（我が国には、ジェンダー平等を進める「男女共同参画社会基本法」や「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」がありますが、これらの法律以外に、政府や議会を通じジェンダー主流化を進める法律が必要だと思いますか。）においても、衆議院での女性回答では「必要」又は「どちらかといえば必要」と答えたのが69.2%となっており、他の回答と比較して高い割合となっている<sup>19</sup>。

図表10 問14（政府・議会を通じたジェンダー主流化を進める法律）

設問	回答	参議院			衆議院		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体
問14	「必要」「どちらかといえば必要」	56.6	43.6	47.7	69.2	46.2	48.3
	「どちらともいえない」「分からない」	28.4	42.3	37.8	20.5	37.5	35.9
	「どちらかといえば必要ない」「必要ない」	15.0	14.1	14.5	10.2	16.3	15.7

（単位：％）

（出所）参議院報告書44頁、衆議院報告書44頁より作成

これらの回答から、現行法規に関するジェンダー配慮やジェンダー主流化の取組については、衆議院の女性回答においては、他の回答と比較してあまり評価しない傾向が一定程度見てとれる。

憲法、法律に加え、国会関連法規等についても同様に、ジェンダー配慮の評価に関する設問がある。問18（国会内のルール（国会法・参議院（衆議院）規則・先例）は、ジェンダーに配慮している（女性と男性双方のニーズと利益にかなっている）と思いますか。）について、「どちらかといえば配慮していない」又は「配慮していない」としたのが、衆参共に女性回答で60%強、男性回答で35%前後となっており、両院間での差は大きくない。対して、「配慮している」又は「どちらかといえば配慮している」と答えたのが、参議院では女性と男性でそれぞれ10.0%、23.4%、衆議院では各5.3%、17.9%と、男女共に数値自体は小さいが、現状を評価する回答の割合については参議院の方が若干高くなっている。

図表11 問18（国会法規・先例のジェンダー配慮）

設問	回答	参議院			衆議院		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体
問18	「配慮している」 「どちらかといえば配慮している」	10.0	23.4	19.0	5.3	17.9	16.7
	「どちらともいえない」「分からない」	26.6	44.7	39.5	34.2	44.5	43.1
	「どちらかといえば配慮していない」 「配慮していない」	63.3	32.0	41.4	60.5	37.7	40.2

（単位：％）

（出所）参議院報告書48頁、衆議院報告書49頁より作成

<sup>19</sup> 問14において、「必要」又は「どちらかといえば必要」とした各回答の割合は図表10のとおりであり、参議院でも女性回答の方が男性回答よりも高い割合となっているが、衆議院の女性回答ほどではない。

国会をめぐる法規や先例も含め、ジェンダー平等に関連する法政策の策定などの取組については、全体として配慮不足を指摘する回答が多いと言えよう。

### (3) 国会内のジェンダー平等の主流化

ジェンダー平等の主流化に関して言えば、国会内の慣例や施設、制度に関するものなど幅広い取組について、設問が構成されている。その中で、特に注目される回答結果について、取り上げていく。

#### ア 国会のジェンダー主流化策、慣習等のジェンダー配慮、女性への差別的固定観念

まず、問27（国会内では、ジェンダー平等への理解や議論を深め支援するための方策が採られていると思いますか。）に対して、「どちらかといえば採られていない」又は「採られていない」との回答は、衆参とも女性が約70%、男性が約40%であり、およそ同程度であったが、「採られている」又は「どちらかといえば採られている」との回答では衆参で違いが見られた。女性、男性、全体いずれの回答も参議院の方が、10%ポイント前後数値が大きく、この問においても、参議院は、国会内のジェンダー配慮について自らを一定程度評価する回答が衆議院より割合として高い傾向にあることが見てとれる。

図表12 問27（国会内におけるジェンダー主流化のための方策）

設問	回答	参議院			衆議院		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体
問27	「採られている」 「どちらかといえば採られている」	15.0	29.7	25.0	7.7	16.8	15.8
	「どちらともいえない」「分からない」	15.0	35.1	29.8	25.7	42.6	41.0
	「どちらかといえば採られていない」 「採られていない」	70.0	35.1	45.2	66.6	40.5	43.1

(単位：%)

(出所) 参議院報告書74頁、衆議院報告書77頁より作成

問29（国会内の言葉遣い・慣習・服装規制などは、ジェンダーに配慮している（女性と男性双方のニーズと利益にかなっている）と思いますか。）では、服装や言葉など慣習のジェンダー配慮について問われ、問27同様、「配慮している」又は「どちらかといえば配慮している」と回答したのは、全体的に参議院の方が大きい数値となっている。他方、「どちらかといえば配慮していない」又は「配慮していない」と回答した女性の割合は、参議院で51.6%、衆議院で38.5%と、参議院の数値が10%ポイント以上大きくなっており、参議院の方が改善の必要性を強く指摘していることは、特筆すべき点と言えよう。

また、「配慮している」又は「配慮していない」とするいずれの方向性においても、参議院の女性回答が衆議院の女性回答より大きい数値であるとともに、「どちらともいえない」又は「分からない」とする回答の割合は、参議院の女性回答が衆議院の女性回答より20%ポイント以上小さくなっている。参議院の女性回答で「どちらともいえない」又は「分からない」の割合が衆議院の女性回答と比較して小さくなる傾向は、前述の問27などにも見られ、この問29において顕著である。女性議員数がより多い分、ジェンダー

配慮に対する関心の高さが表れているものとも考え得る。

図表13 問29（国会内における慣習・服装規制のジェンダー配慮）

設問	回答	参議院			衆議院		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体
問29	「配慮している」 「どちらかといえば配慮している」	23.4	39.5	34.1	12.8	31.8	30.1
	「どちらともいえない」「分からない」	25.0	40.8	36.5	48.7	43.2	43.1
	「どちらかといえば配慮していない」 「配慮していない」	51.6	19.8	29.4	38.5	24.9	26.7

(単位：%)

(出所) 参議院報告書84頁、衆議院報告書86頁より作成

問30（国会内で、女性に対する差別的な固定観念が存在すると感じることはありませんか。）においても、女性回答について衆参で違いが見受けられた。参議院では「ある」又は「どちらかといえばある」と回答したのが58.3%、「どちらかといえばない」又は「ない」と回答したのが21.7%であったのに対し、衆議院ではそれぞれ69.2%、12.9%であった。男性議員の回答が「ある」「ない」共に衆参でいずれも同程度であったことを踏まえると、女性議員数・割合の違いなどが女性議員の現状の評価にある程度影響を与えているのではないかと推測される。

図表14 問30（国会内における女性に対する差別的な固定観念）

設問	回答	参議院			衆議院		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体
問30	「ある」「どちらかといえばある」	58.3	30.2	39.0	69.2	28.2	32.4
	「どちらともいえない」「分からない」	20.0	38.3	32.4	18.0	39.5	36.6
	「どちらかといえばない」「ない」	21.7	31.6	28.7	12.9	32.4	30.9

(単位：%)

(出所) 参議院報告書85頁、衆議院報告書87頁より作成

## イ 建物のジェンダー配慮

問33（国会の建物（議員会館も含む）の構造や設備について、そこで働く女性と男性双方のニーズに応え得るものとなっていますか。）では、国会の建物・設備に関するジェンダー配慮について、意見が問われた。ここでも、衆参の女性回答で比較的大きな差異が見られ、参議院では「なっている」又は「どちらかといえばなっている」と答えたのが33.4%、「どちらかといえばなっていない」又は「なっていない」と答えたのが36.7%だったのに対し、衆議院ではそれぞれ23.1%、43.5%であり、衆議院において現状に対する自己評価が低くなる傾向が見られた。

図表15 問33（国会の建物のジェンダー配慮）

設問	回答	参議院			衆議院		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体
問33	（ニーズに応え得るものと）「なっている」 「どちらかといえばなっている」	33.4	42.2	39.4	23.1	39.8	38.8
	「どちらともいえない」「分からない」	30.0	38.1	36.0	33.4	39.5	38.3
	「どちらかといえばなっていない」 「なっていない」	36.7	19.7	24.7	43.5	20.7	23.0

（単位：％）

（出所）参議院報告書97頁、衆議院報告書97頁より作成

### ウ 家庭への配慮

国会での活動と家庭時間との関係についての設問でも、特徴的な結果が表れている。問35（国会の審議が行われる時間帯は、議員が家族と十分な時間を過ごせるよう配慮されていると思いますか。）について、「どちらかといえば配慮されていない」又は「配慮されていない」と回答した割合は、両院とも男性が48％程度、女性が60％弱となっており、衆参での差はほぼなく、男女間の差もあまり大きくない。一方で、「配慮されている」又は「どちらかといえば配慮されている」と回答した女性の割合は、参議院で21.6％、衆議院で12.8％となっており、ここでも参議院の方で自己評価が若干高い傾向にあった。

対して、育児休暇等の必要性を問う問36（議員には、育児休暇、出産休暇、父親育児休暇が必要だと思いますか。）では、「必要」又は「どちらかといえば必要」と答えた女性の割合は参議院の方が高く、衆議院で76.9％だったのに対し、参議院は88.3％と9割近くであり、国会内の慣習や服装規制に関する問29同様、参議院回答でより強く改善の必要性が示されている。

図表16 問35（審議時間帯の家庭への配慮）・問36（育児休暇等休暇制度の必要性）

設問	回答	参議院			衆議院		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体
問35	「配慮されている」 「どちらかといえば配慮されている」	21.6	18.0	18.7	12.8	20.6	19.7
	「どちらともいえない」「分からない」	20.0	34.0	29.9	28.2	31.9	31.8
	「どちらかといえば配慮されていない」 「配慮されていない」	58.4	48.0	51.4	59.0	47.6	48.5
問36	「必要」「どちらかといえば必要」	88.3	71.1	76.0	76.9	69.4	70.4
	「どちらともいえない」「分からない」	6.7	24.2	19.2	20.5	24.6	24.0
	「どちらかといえば必要ない」「必要ない」	5.0	4.7	4.7	2.6	6.0	5.6

（単位：％）

（出所）参議院報告書99、100頁、衆議院報告書99、100頁より作成

### エ ジェンダー配慮に関する規範、ハラスメント防止策

国会内の規範や苦情処理の制度についての設問では、回答結果についてこれまでと異

なる特徴が見られた。

参議院のアンケート問37（国会には、差別や性差別、ハラスメントがない職場を保証する行為規範や方針として明文化されたものではありません。そのような行為規範は必要だと思いますか。）では、「必要」又は「どちらかといえば必要」と回答したのが、女性で75.0%、男性で58.7%、全体で63.0%となっている。これに対し、衆議院のアンケート調査では、問37（国会には、「妊娠・出産議員への配慮に関する申合せ」（議院運営委員会理事会 令和元年12月）はあるものの、差別や性差別、ハラスメントがない職場を保証する行為規範や方針として明文化されたものではありません。そのような行為規範は必要だと思いますか。）が設けられたところ、女性、男性、全体のそれぞれで、82.0%、70.8%、72.2%が「必要」又は「どちらかといえば必要」と回答している。これまで取り上げた衆参の各男性回答については、多くの設問において、およそ似通った数値が示されていたのと異なり、この設問においては衆議院の男性回答の方が、10%ポイント以上高い割合でジェンダー配慮のための明文化された行為規範や方針の必要性を示している。

図表17 問37（差別等防止行為規範）・問38（ハラスメント防止方針・苦情処理制度）

設問	回答	参議院			衆議院		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体
問37	「必要」「どちらかといえば必要」	75.0	58.7	63.0	82.0	70.8	72.2
	「どちらともいえない」「分からない」	15.0	27.3	24.3	15.4	21.5	20.7
	「どちらかといえば必要ない」「必要ない」	10.0	14.0	12.6	2.6	7.8	7.1
問38	「必要」「どちらかといえば必要」	71.7	64.7	66.8	64.1	68.1	67.8
	「どちらともいえない」「分からない」	18.4	23.3	22.0	28.2	20.9	21.6
	「どちらかといえば必要ない」「必要ない」	10.0	12.0	11.2	7.7	11.1	10.8

(単位：%)

(出所) 参議院報告書101、102頁、衆議院報告書101、102頁より作成

さらに、ハラスメントの防止方針や差別の苦情処理制度の必要性を問う問38（国会議員を対象としたハラスメント防止方針及びハラスメントや差別の苦情処理の仕組みはありませんが、それらを設ける必要があると思いますか。）については、衆議院の女性回答のうち64.1%が「必要」又は「どちらかといえば必要」としており、問37において「必要」又は「どちらかといえば必要」と回答した割合から20%ポイント近く少ない割合となっている。衆議院の男性や全体、参議院の各回答では、多少の差はあるものの問37、38でおおよそ似た数値となっていることと比べると、特筆すべき違いであると思われる。

#### (4) 男性との責任の共有

ジェンダー平等に対する男性の意識について調査した設問においても、結果に男女間及び両院での違いが見られた。

問46（一般論として、ジェンダー平等は男性にとっても重要であり、男性も責任を負うものであることが、国会では理解されていると思いますか。）について、「理解されている」、「理解されていない」のいずれの傾向についても、両院とも男女で回答結果に20%ポイントを超える大きな差が出ている。また、女性回答について言えば、肯定的な回答は少なく、割合を見るとやはり参議院の方が衆議院よりも若干多くなっている。

また、一般に男性議員がジェンダー平等を取り上げる頻度に関する問51（一般論として、男性議員は、有権者が有しているジェンダー平等に関する関心事をどの程度取り上げていますか。）では、いずれの回答も両院でおおむね近い数値であったが、「全く取り上げていない」とする回答が衆議院全体で2.1%あった。

図表18 問46（男性との責任の共有に対する理解）・問51（男性議員による話題取上げ）

設問	回答	参議院			衆議院		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体
問46	「理解されている」 「どちらかといえば理解されている」	21.7	44.7	38.3	12.8	46.6	43.2
	「どちらともいえない」「分からない」	16.7	31.4	26.6	25.6	27.5	27.1
	「どちらかといえば理解されていない」 「理解されていない」	61.7	24.0	35.0	61.5	26.0	29.8
問51	「いつも取り上げている」 「時々取り上げている」	33.3	47.0	42.7	30.8	40.9	40.5
	「あまり取り上げていない」	53.3	31.5	38.0	51.3	36.7	37.9
	「全く取り上げていない」	—	—	—	5.1	1.8	2.1
	「分からない」	13.3	21.5	19.2	12.8	20.6	19.5

（単位：％）

（出所）参議院報告書116、129頁、衆議院報告書116、132頁より作成

最後に、問54（国会は、ジェンダー平等を目指す上での女性と男性との協力関係の模範といえますか。）では、国会におけるジェンダー平等に対して、男女が一体的に取り組んでいるかの総括的な評価がうかがわれよう。国会がジェンダー平等を目指す上での協力関係の模範と「いえる」又は「どちらかといえばいえる」と示したのは、参議院で女性が10.0%、男性が14.7%、全体で13.6%であり、衆議院ではそれぞれ5.1%、11.3%、11.1%となった。

「どちらかといえばいえない」又は「いえない」と回答したのは、衆参とも全体で40%前後であり、ジェンダー平等に向けた取組が不足しているとの指摘の表れと考えられる。

しかしながら、男性回答について見てみると、「どちらともいえない」又は「分からない」とする回答が衆参共に最も多く、「どちらかといえばいえない」又は「いえない」とする回答は、参議院で26.0%、衆議院で39.6%となっており、半数に満たない。対して、女性回答で両院とも7割近くが、国会が協力関係の模範とは「どちらかといえばいえない」又は「いえない」と回答していることを鑑みると、一般に、国会におけるジェンダー平等の推進について厳しい意見が多い中、女性と男性との協力関係についても、男女で評価の違い

が表れたものと見られる。

図表19 問54（国会はジェンダー平等を目指す上での協力関係の模範といえるか）

設問	回答	参議院			衆議院		
		女性	男性	全体	女性	男性	全体
問54	「いえる」「どちらかといえばいえる」	10.0	14.7	13.6	5.1	11.3	11.1
	「どちらともいえない」「分からない」	21.7	59.3	47.7	25.7	49.1	46.9
	「どちらかといえばいえない」「いえない」	68.4	26.0	38.8	69.2	39.6	42.0

（単位：％）

（出所）参議院報告書132頁、衆議院報告書135頁より作成

## 5. おわりに

政治分野における女性の参画拡大について、国会議員・候補者に占める女性の割合は、わずかながら増加の傾向にあるものの、平成15年に目標を掲げてからの道のりを鑑みると、更なる進展が強く望まれよう。女性議員数の確保に向けた取組として、アンケート問6（一定数の女性議員を確保するためには、どのような仕組み（制度）が必要だと考えますか。）でも、参議院において、クォータ制など積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の導入が必要であるとの回答が多く見られた。他方、アンケート問4（前問3（国会への女性の参画拡大は妨げられていると思いますか。）でそのように答えた理由をお書きください。）の参議院回答では、国会への女性の参画拡大が妨げられていると思う理由として、選挙制度上女性が候補者になることが難しいこと、子育て・介護の負担が大きいことなどが主に挙げられ、これらの要素が複合して女性参画の障壁になっているとの意見が多くあった。更なる女性参画のためには、積極的改善措置の導入や選挙制度の抜本的な改革など、制度上の改善策の採用も考えられるが、社会意識・慣行の変化も両輪として引き続き必要となろう。今回のアンケート実施が、国会が自身の現状を把握する機会として、国会への女性参画拡大のための更なる一歩につながることを期待されている。

（いだ りかこ）